

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年8月8日
	(第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	倉敷市 (33202)
地域名 (地域内農業集落名)	真備町川辺・真備町岡田・真備町辻田 (東町・中町・西町・辻尾・新田・新町・中町・上町・山の谷・桜・森・谷・堂応寺・西の谷・池田・市川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	146.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	146.8 ha
② 田の面積	139.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	27.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	74.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考) 1号遊休農地面積2.0ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

区域内の農地は9割以上が田の水稻耕作地域である。地域農業者の高齢化が進んでおり、地域内農地の約5割が70歳以上の農業者が耕作する農地である。また、水田と畑(露地野菜等)が混在していることから、地域内の水管理に課題があり、作目ごとのゾーニング等の検討が必要である。

川辺地域は、基盤整備済の比較的耕作条件が良い田が多いため、現状は地域の農業者により農地の維持ができています。地区ごとで水の管理が異なるため、地域外からの参入が難しいことが課題である。

岡田・辻田地域は山間の農地や狭小で不整形な農地があり、今後地域内の高齢農家が離農した後の農地の引き受け手となる担い手の確保が課題である。

【区域の基礎的データ】

- ・認定農業者:10経営体、認定新規就農者:1経営体
- ・主な作物:水稻、露地野菜等

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域内の農業者は高齢化により今後離農者が増加することが想定されるため、認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積・集約化を図るほか、地域外の農業者や農業法人等の確保についても検討する。水管理の面から、作目ごとのゾーニングについても検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
認定農業者や新規就農者等担い手を確保し、農地の集積・集約化を進め、地域内農地の維持・保全を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	19.8	%	将来の目標とする集積率 19.8 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、農地の集団化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積を進めるとともに、耕作者の交換等により農地の集約化を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
貸付意向のある農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積・集約化を進める。	
(3)基盤整備事業への取組	
畦畔除去による農地の区画拡大等の簡易な整備の検討により、効率的に営農できる農地の確保を図る。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JA等と相談体制を確立し、農地貸借手続きや技術的指導の支援を行っていく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
地域の担い手への作業委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農	農業者D・J	水稻・施設野菜	8.8 ha	ha	水稻・施設野菜	8.8 ha	ha	D・J		
認農	農業者C	水稻	5.6 ha	ha	水稻	5.6 ha	ha	C		
認農	農業者L	水稻・麦	4.2 ha	ha	水稻・麦	4.2 ha	ha	L		
認農	農業者K	水稻・露地野菜	3.2 ha	ha	水稻・露地野菜	3.2 ha	ha	K		
認農	農業者B	水稻	2.7 ha	ha	水稻	2.7 ha	ha	B		
認農	農業者G	水稻・野菜	2.3 ha	ha	水稻・野菜	2.3 ha	ha	G		
認農	農業者A	水稻・野菜	1.5 ha	ha	水稻・野菜	1.5 ha	ha	A		
認農	農業者H	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	H		
認農	農業者F	水稻・たけのこ・黒大豆	0.2 ha	ha	水稻・たけのこ・黒大豆	0.2 ha	ha	F		
認農	農業者E	水稻・たけのこ	0.1 ha	ha	水稻・たけのこ	0.1 ha	ha	E		
認就	農業者I	桃	0.1 ha	ha	桃	0.1 ha	ha	I		
計	11経営体		29.1 ha	0 ha		29.1 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	該当者なし		

6 目標地図(別添のとおり)

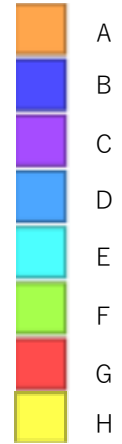
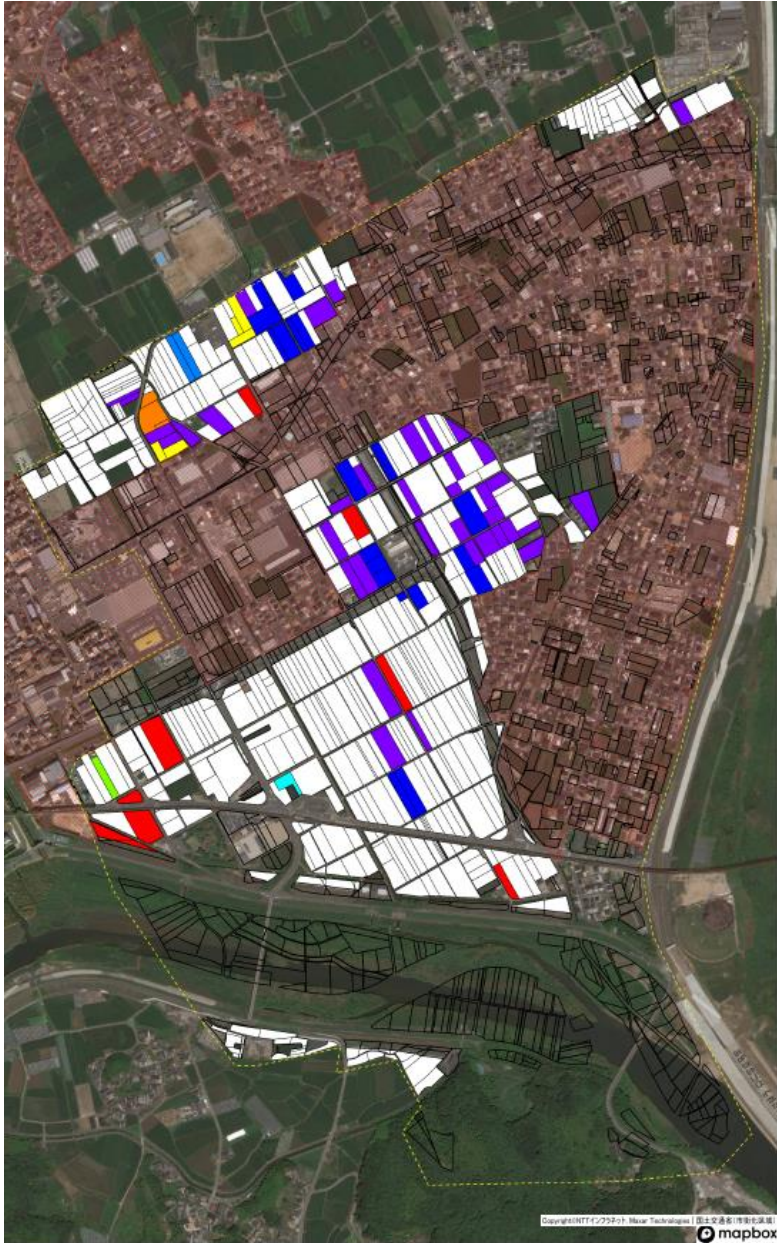
7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

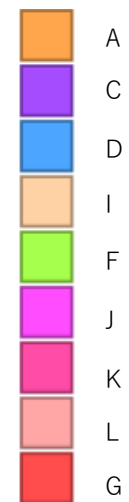
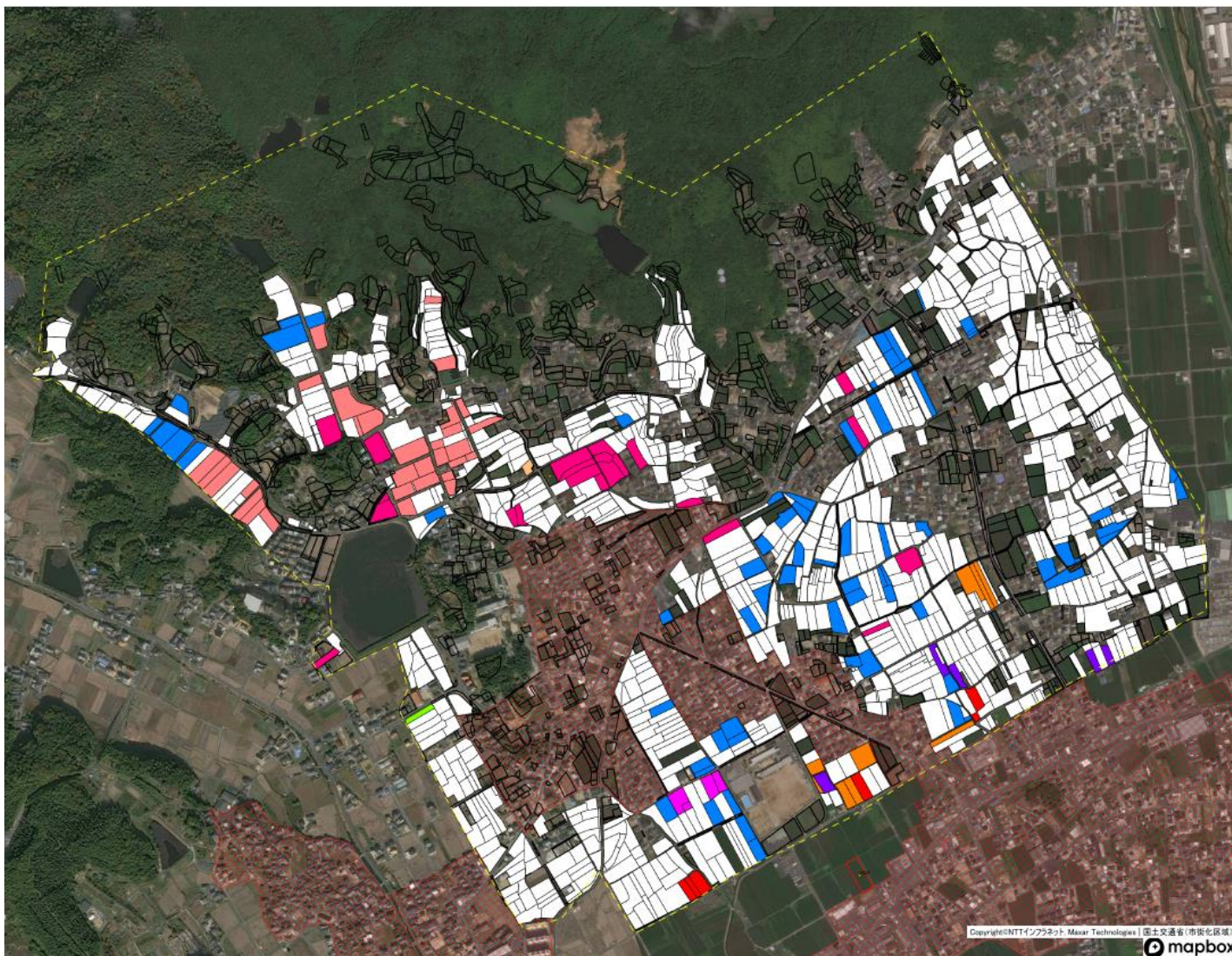
(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

真備町川辺



白色は地域計画区域内で検討中の農地
筆界があるが無色のものは地域計画区域外の農地

真備町岡田・真備町辻田



白色は地域計画区域内で検討中の農地
筆界があるが無色のものは地域計画区域外の農地